「瀬戸内おみやげコンクール(菓子・スイーツ)」決勝大会運営業務

企画提案公募実施要領

標記について、次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので，公募する。

　　平成29年8月23日

一般社団法人せとうち観光推進機構

会長　佐々木隆之

１　業務内容

(1) 業務名

「瀬戸内おみやげコンクール(菓子・スイーツ)」決勝大会運営業務

 (2) 業務の仕様等

仕様及び提案方法説明書のとおり。

 (3) 履行期間

契約締結の日から平成30年３月30日(金)まで

 (4) 履行場所

広島市中心部の大勢の消費者の参画が見込まれるイベント開催可能な場所

(5) 事業予算額

　　　2,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　公募型プロポーザル参加資格

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第167条の４の規定の

いずれにも該当しない者であること。

 (2) 瀬戸内７県(兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県)いずれかの入札参加資格を有すること

(3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても，瀬戸内７県の指名除外（指名停止）を受けていない者であること。

(4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体，暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

(7) 事務局の求めに応じて速やかに権限のある者を広島県海の道プロジェクト・チームへ来訪させる

ことが可能な者であること。

３　公募型プロポーザルに係る提案書の提出期限，提出方法等

ア　提出先

一般社団法人せとうち観光推進機構 地域産品担当(岡田、田中、空山)

〒730-0011　広島市中区基町10- 3 広島県自治会館2F

電　話 (082)836-3217

イ　提出期限・方法

平成29年9月4日(月)　17時まで　持参のこと　なお、提案は1者につき1つのみとする。

　　ウ　提出書類

　　　　本業務の企画提案書作成要領、仕様及び提案方法説明書のとおり

　　エ　その他

　　　　提出された書類は、返却しない

　　　　提出期限後の提案書の差し替えは認めない。期限前であっても部分的な差し替えは認めない

　　　　提案を取り下げる場合は、取下願を提出すること

　　　　提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする

４　最優秀提案者の決定

 (1) 審査方法

　　　審査は，提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、一般社団法人せとうち観光推進機構内に設けた当業務の公募型プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査し，最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。審査は，提案書の評価による書類審査とする。

 (2) 提案書評価基準

　　　当業務の企画提案書作成要領に記載した項目により行う。

(3) 結果の通知（予定）

平成29年9月6日（水）までに，すべての提案書提出者に対し通知する。

５　契約

(1) 契約の締結

　　　最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い，協議が整った場合に，事務局の契約担当

職員が別途定める予定価格の範囲内で，契約を締結する。この協議の際，提出された提案書の内容

等について一部変更する場合がある。

　また，最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては，次点の提案として評価した者と協議の上，

契約を締結する場合がある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

　日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

　　　免除する。

(4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

　　　公募型プロポーザル参加者は，事務局の契約担当職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は，これに応じなければならない。

 (5) 契約書作成の要否

　要

 ６　注意事項

　(1) 企画提案書作成要領並びに仕様及び提案方法説明書に対する質問等

　　　①質問書提出期限　　様式1により作成し、平成29年8月30日(水) 10時までに持参すること

　　　　回答予定日等　　　平成29年8月31日(木) までに電子メールで回答する

　(2) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由の説明等

　　　　・最優秀者として選定されなかった旨の通知を受けた者は、事務局に対しその理由の説明を求めることができる

　　　　・上記説明を求める場合は、平成29年9月8日(金) までに、その旨を記載した書面を提出す

ることにより行う

・上記に対する回答は、平成29年9月11日(月) までに、書面により行う

　 (3) 支払い条件　　　業務完了後の一括払いとする

　 (4) その他

・提案書等に虚偽の記載をした場合は、提出された提案書類を無効とすることがある

　　　・当業務の企画提案書作成要領並びに仕様及び提案方法説明書に留意すること

７ 添付書類

　　 ・企画提案書作成要領

 ・仕様及び提案方法説明書

　　 ・契約書(ひながた)

８　問い合わせ先

一般社団法人せとうち観光推進機構

〒730-0011　広島市中区基町10- 3 広島県自治会館2F

電　話 (082)836-3217　　地域産品担当　岡田、田中、空山